

「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画作成業務」委託仕様書

1 業務名称

「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画作成業務」（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

いわゆる「就職氷河期世代」（以下「氷河期世代」という。）と呼ばれる世代は、バブル崩壊後の就職難の時代に就職活動をしなげればならず、希望する職業に就くことができなかつた、或いは正規雇用を望みながらも実現できなかつた者が多数存在する世代であり、また、事業所においても、氷河期世代の採用を見送ったことにより、事業継続や世代交代に影響がでている状況が見られ、氷河期世代の就職支援は大きな課題となっている。

こうした状況下において、八尾市（以下「本市」という。）では、令和2年に大阪府が実施した当該世代の無業者・非正規労働者を対象とするアンケート結果を参考に、氷河期世代を対象とする就職面接会（以下「就職面接会」という。）を軸とした「就職氷河期世代マッチング支援事業」を令和4年度において実施することとした。

本業務では、就職氷河期世代のマッチング支援において重要な支援策となる「職場見学」「職場体験」を疑似的に行うことができ、かつ事業所の魅力を伝える動画を作成し、就職面接会に係る求人公開と同時にインターネットを經由し氷河期世代に対し広く発信することで、氷河期世代の就職意欲を喚起し、求人事業所と求職者とのミスマッチの解消を図り、以て氷河期世代の就職を促進することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

4 契約上限金額

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容等

(1) 全体像

「2 業務の目的」を達成するように、動画内容について企画立案し、動画を作成すること。

なお、本業務実施にあたっては、本市及び就職面接会参加事業所と十分に調整のうえ、行うこと。

(2) 業務内容

下記の①及び②の業務を実施すること。

なお、業務委託期間においては、効率的に業務を遂行できる実施体制を確保すること。

① 事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画の作成

事業目的を踏まえ、事業所に赴き事業所の外観や職場風景等を撮影し、「事業所の経営理念」「事業運営にあたり大切にしていること」「従業員に望むこと」「製品やサービス内容」を、代表者等に対しインタビューすること等により盛り込んだ上で、事業所の魅力を発信し、かつ疑似的に職場見学・職場体験を実施できる動画を作成すること。

なお、動画作成に係る企画、シナリオハンティング、ロケーションハンティング、シナリオ作成、撮影、音声収録、ナレーション、字幕、BGM、編集、著作権及び肖像権の許諾に関する事務、制作物の納品等動画作成に係る一切の業務を行うこと。

作成された動画については、YouTubeにて公開することを予定しているが、今後、様々な場面で活用することを想定していることから、氷河期世代自体や、その採用のみに限るような映像や表現等は用いないこと。

動画の仕様等については、以下のとおりとする。

ア 作成動画数：約 40 本（約 20 社の就職面接会参加事業所数分に対し、メイン動画及びダイジェスト動画を作成したもの）

イ 形式：MP4

ウ 時間：メイン動画 5 分程度、ダイジェスト動画 30 秒程度

エ 画質：フルハイビジョン

オ アスペクト比：16:9

カ 字幕：無音で放映した際に、内容が伝わるものとする。また、本市が、地域就職氷河期世代支援加速化事業に基づき作成したものであることをわかるようにすること。

キ 言語：日本語

ク その他：完成までの過程において、本市や各事業所の確認を受け、作成を進めること。また、動画の形式や画質、アスペクト比のほか、画像解像度やフレームレート、回線速度については、YouTube に掲載した際に、快適に視聴できる規格とすること。

ケ 納品：作成した動画データについては、電磁的記録媒体（DVD-R 等パ

ソコン及びDVDプレーヤーにて再生できるもの。)にて、以下のとおり八尾市魅力創造部労働支援課へ納品すること。

- YouTube 放映用：1部（事業所毎に別ファイルとし、全事業所分保存されたもの）
- イベント時放映用：7部（チャプターで分けてかつ連続放映できるもの）
- 事業所確認用：各1部（各事業所1社分ずつ保存されたもの）
- 納品期限：令和4年9月6日（火）

また、受託者は、基本的人権を尊重し、公正採用選考に十分配慮して、動画を作成すること。

② 進捗管理及び随時ミーティングの開催

取材内容や交渉内容を含め、書類、音声及び画像等を活用しながら事業に関する進捗管理を行い、本市に対し、密に報告及び情報共有を行うこと。

また、必要に応じ、ミーティングを開催し、進捗報告、課題の共有、本業務における重要事項の検討を行うこととし、議事録を作成の上、本市と共有すること。

6 その他

- (1) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、八尾市個人情報保護条例（平成10年条例第15号）及びその他個人情報保護に関する法令を遵守すること。
- (2) 本事業の実施で得られた成果物、情報（個人情報を含む）等については本市に帰属すること。
- (3) 本事業において、受託者が製作したデータやイラスト等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、その全部を一括して再委託すること及び主たる部分（本要綱における5（2）①に記載する動画の作成）を再委託することを禁止する。その一部について再委託する必要がある場合は、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力や運営管理の方法について、あらかじめ本市に協議すること。
- (5) その他、事業実施にあたっては、本市の指示に従うこと。
- (6) その他、事業実施にあたっての詳細な内容については、本市と本事業に係る委託契約を締結する際に協議すること。
- (7) 本事業の実施（契約の履行）にあたり、業務上知り得た情報については、

他に漏らしたり、他に利用するための情報として提供しないこと。

- (8) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により、協議の上、業務内容を変更することがある。

7 成果物

5 (2) 業務内容に記載する納品物のほか、本事業の契約完了日までに、以下の成果物を本市に提出すること。

なお、成果物については、紙媒体及びデータ (Word、Excel、PowerPoint、PDF 等) により納品するものとする。

- (1) 本事業に係る企画書
- (2) 進捗状況報告書 (5 (2) ②に記載するとおり、本市に対し密に報告及び情報提供がなされ、本市が当該報告書の提出が不要と判断する場合は、不要とする)
- (3) 事業実績報告書 (提出期限：令和4年12月28日(水))